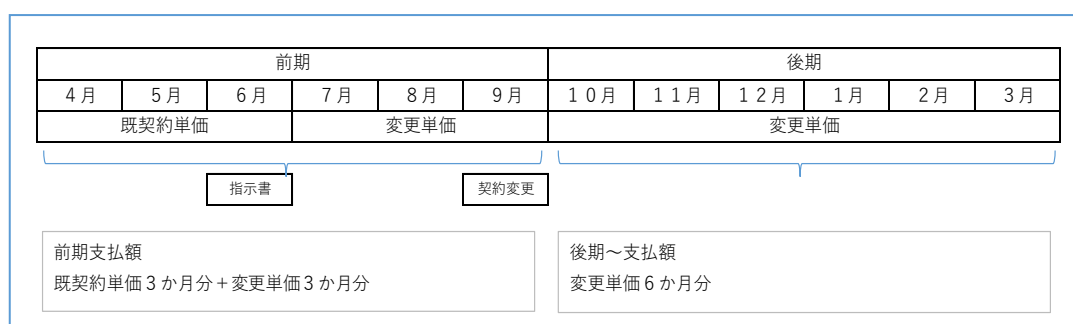


(旧)

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

15 委託料の算定方法

- (1) 委託料の変更となる基準月は、14. 委託料の変更及び精算に記載する事項が発生した翌月（以下「変更基準月」という。）とし、甲から乙に対し書面にて指示（以下「指示書」という。）を行うものとします。
- (2) 変更契約に使用する単価は本契約締結時に使用したものとします。
- (3) 変更額は各期の支払額を、変更基準月を基に変更し、各期毎に合算し算定します。
- (4) 計算例 6月に変更となる事項が発生した場合



(新) 赤字を追加する。

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

15 委託料の算定方法

- (1) 委託料の変更となる基準月は、14. 委託料の変更及び精算に記載する事項が発生した翌月（以下「変更基準月」という。）とし、甲から乙に対し書面にて指示（以下「指示書」という。）を行うものとします。**ただし、令和3年4月1日に変更が必要な事項が生じた場合には、変更基準月を令和3年4月とします。**
- (2) 変更契約に使用する単価は本契約締結時に使用したものとします。
- (3) 変更額は各期の支払額を、変更基準月を基に変更し、各期毎に合算し算定します。
- (4) 計算例 6月に変更となる事項が発生した場合

